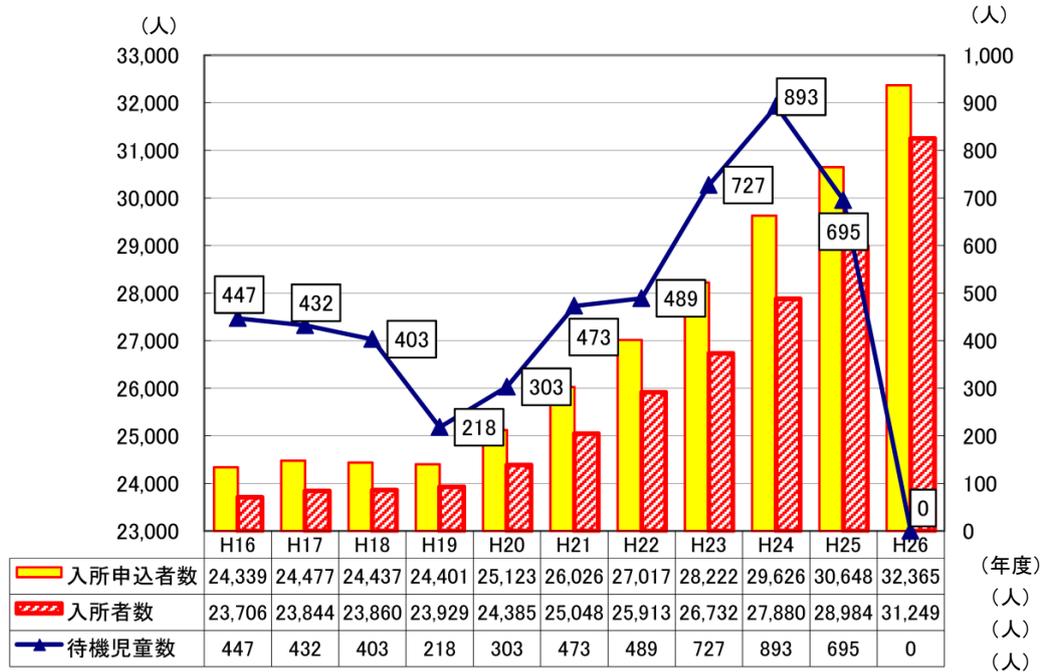


[目標2] 関連データ

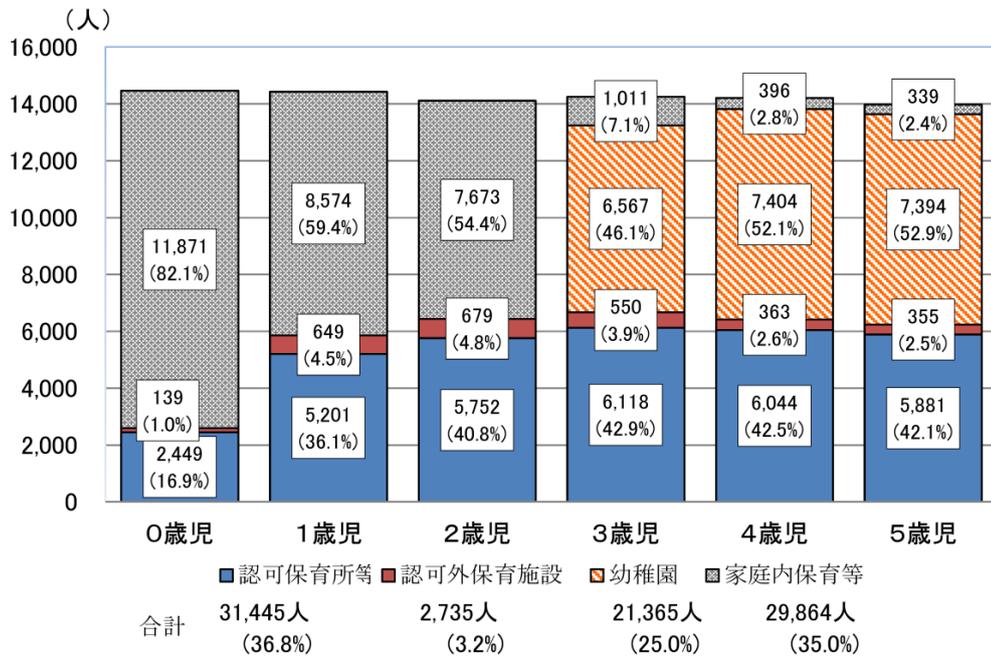
●福岡市の保育需要の推移



※ 入所申込者数、入所者数には、認可保育所、家庭的保育室、小規模保育事業、幼稚園長時間預かり事業の入所申込者数、入所者数を含む

資料：福岡市こども未来局

●未就学児童の保育状況

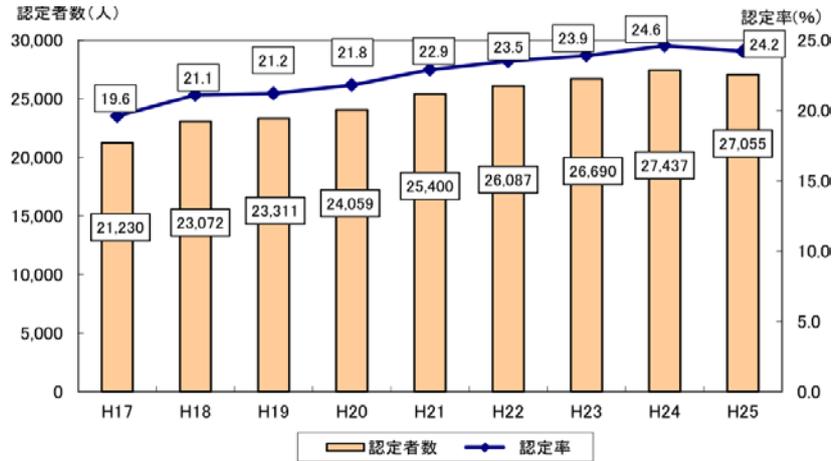


※ 保育所入所者数及び幼稚園入園者数は、平成26年5月1日現在
 ※ 認可外施設入所者数は、平成26年4月1日現在

※ 認可保育所等には、家庭的保育室、小規模保育事業、幼稚園長時間預かり事業を含む

資料：福岡市こども未来局

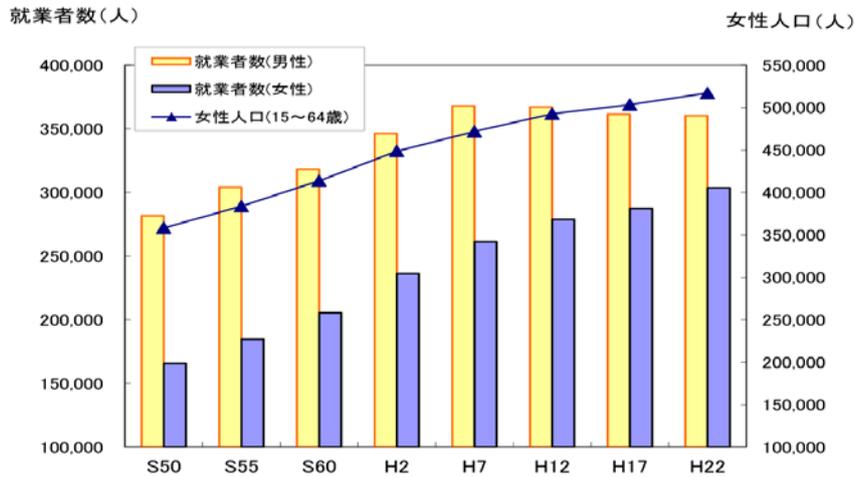
●就学援助の推移（小中学生）



※認定者数については、国立、県立小中学校を含む
 ※認定率は市立小中学校のみの認定率

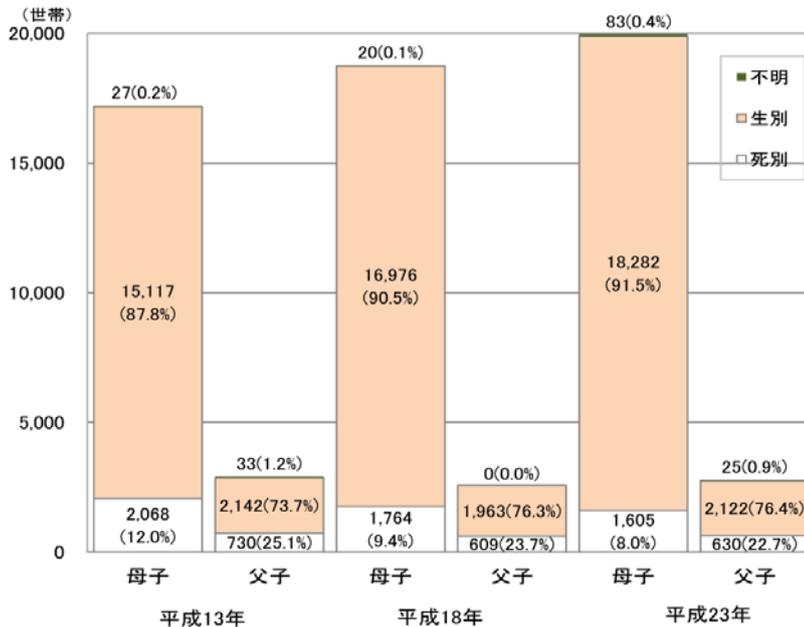
資料：福岡市教育委員会

●福岡市の男女の就業者数の推移



資料：国勢調査

●母子家庭、父子家庭の原因別世帯数（推計）



資料：福岡市ひとり親家庭実態調査（平成23年11月1日現在）

施策の方向

安心して子どもを生み育てられる社会をつかっていくためには、社会全体で子育て家庭を支え、支援していくことが必要です。

母親が安心して出産し、また、生まれた子どもが健やかに成長していけるよう、出産前から出産後、乳幼児期、さらにその先へと、切れ目のない支援を行います。また、質の高い教育・保育を確実に提供するとともに、共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応するため、多様な保育サービスの一層の充実を図ります。さらに、市民、事業者などと共働き、男性も女性も、子育てをしながら安心して働き続けることができる環境づくりに取り組みます。

【成果指標】

成果指標		現状値 26年度末	目標値 31年度末
4か月児健診時のアンケート調査の結果（母親）			
育児に心配があると答えた母親の割合		14.3% (25年度)	減少
育児は疲れると答えた母親の割合		20.3% (25年度)	減少
育児は楽しいと答えた母親の割合		90.6% (25年度)	増加
男女の固定的な役割分担意識の解消度 （「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定概念をもたない市民の割合）	男性	42.0% (25年度)	75% (34年度)
	女性	51.1% (25年度)	80% (34年度)
父親の1週間あたりの家事・育児の時間（乳幼児の保護者）		15時間48分 (25年度)	増加

【事業目標】教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）と提供体制の確保方策（全市の数値）

	H26年度(実績)				H27年度				H28年度				
	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
	学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			
量の見込み (必要利用定員総数)	23,469	32,413			23,375	33,569			23,212	34,522			
		18,304	11,628	2,481		18,960	11,892	2,717		19,285	12,237	3,000	
確保方策	教育・保育施設 (保育所、幼稚園、 認定こども園)	23,469	18,621	10,935	2,562	23,375	19,010	11,505	2,653	23,212	19,285	11,685	2,836
	地域型保育 事業			352	64			452	114			552	164

	H29年度				H30年度				H31年度				
	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
	学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			
量の見込み (必要利用定員総数)	22,633	35,070			22,251	35,699			21,973	36,323			
		19,260	12,505	3,305		19,393	12,760	3,546		19,612	12,946	3,765	
確保方策	教育・保育施設 (保育所、幼稚園、 認定こども園)	22,633	19,285	11,853	3,091	22,251	19,393	12,058	3,232	21,973	19,612	12,224	3,321
	地域型保育 事業			652	214			702	314			722	444

※「学校教育のみ」は行政区、「保育の必要性あり」は別途定める31の区域を「提供区域」として設定する（61～64ページの別表参照）

【事業目標】子ども・子育て支援法の必須項目（国の指定項目）

事業名（国事業名）		指数	H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	H31 年度末
延長保育事業 （時間外保育事業）	見込み	利用人数	9,076	9,400	9,670	9,820	10,000	10,170
	確保方策	（人）	9,076	9,400	9,670	9,820	10,000	10,170
病児・病後児デイケア事業 （病児保育事業）	見込み	利用者数 （人日）	21,400	26,310	26,670	26,660	26,770	26,930
	確保方策	利用者数 （人日）	21,400	23,400	24,700	26,000	27,300	27,300
		実施施設数	18	18	19	20	21	21
			医療機関併設型施設数					
幼稚園の預かり保育 （一時預かり事業（預かり保育））	見込み	定員数	400,000	519,000	591,000	677,000	777,000	884,000
	確保方策	（人日）	884,000	884,000	884,000	884,000	884,000	884,000
一時預かり事業 （一時預かり事業（預かり保育を除く））	見込み	定員数	20,000	32,000	38,000	44,000	50,000	59,000
	確保方策	（人日）	26,000	32,000	38,000	44,000	50,000	59,000
子どもショートステイ （子育て短期支援事業）	見込み	利用者数	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	確保方策	（人日）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
福岡市保育コンシェルジュ （利用者支援に関する事業）	見込み	箇所数	7	7	9	14	14	14
	確保方策	（人数）	7	7	9	14	14	14
妊婦健康診査 （妊婦に対して健康診査を実施する事業）	見込み	対象者数（人）	15,244	14,690	14,570	14,350	14,100	13,900
	確保方策	実施体制	市内委託医療機関で実施					

※ いずれの事業も「全市」を提供区域として設定する

※ ただし、事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

【事業目標】福岡市が独自に設定する項目

事業名	指数	現状値 H26 年度末	目標値 H31 年度末
休日保育	実施箇所数	5	7
安心して住める市営住宅の整備（市営住宅のバリアフリー化）	整備戸数	9,200	13,100
全歩道のうちフラット化された歩道の割合	割合（%）	29	31 （28 年度末）

※ ただし、事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

1 幼児教育・保育の充実

「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、質の高い教育・保育の確実な提供に向けた体制・人材の確保や、保護者のニーズを踏まえた多様な保育サービスの充実、教育・保育の質の向上などに取り組みます。

(1) 教育・保育の提供体制の確保

- 教育・保育のニーズに的確に対応するため、福岡市子ども・子育て審議会の「教育・保育施設等認可・確認専門部会」の意見も踏まえながら、保育所、幼稚園、認定こども園といった教育・保育施設や、小規模保育事業などの地域型保育事業による提供体制を確保します。（保育所における保育は、児童福祉法に基づき、引き続き市が実施します。私立保育所では、市からの委託により保育を実施します。）
- それぞれの地域における需要に柔軟に対応できるよう、あらかじめ“提供区域”を設定の上で、“教育・保育の必要量の見込み”を算出し、適切な提供体制の確保を図ります。
- ニーズに合った教育・保育の利用ができるよう、保護者への情報提供や、相談・支援を行う「保育コンシェルジュ」の増員と活動の充実を図ります。
- 教育・保育施設、地域型保育事業への多様な主体の参入の促進については研究を行います。

(2) 保育士などの人材確保

- 質の高い人材を安定的に確保するため、「保育士・保育所支援センター」における就職あっせんや保育士就職支援研修会などを実施するとともに、ハローワークなどとも連携を図りながら、潜在保育士（現在は離職している保育士有資格者）などの就職を支援します。また、指定保育士養成施設などにおける学生への就職支援・相談会などを実施します。

(3) 多様な保育サービスの充実

- 保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、休日や夜間の保育、病児・病後児デイケア、一時預かり、ショートステイなど、多様な保育サービスの充実を図ります。
- それぞれのサービスについて、必要な“量の見込み”を算出の上で、利用可能人数や提供施設数を増やすなど、計画的な整備を行います。
- ショートステイについては、より身近な地域での受け入れが可能となるよう、里親の活用などの新たな仕組みづくりを検討します。

(4) 教育・保育の質の向上

- 保護者の生活の実態などを十分に踏まえ、子育てと仕事の両立支援の観点に加え、子育て家庭の孤立の問題への対応なども含めて、広く子どもと子育て家庭を支援する観点から、教育・保育の提供を行います。
- 教育・保育に携わる職員の資質や専門性の向上のため、職員の研修の充実を努めるなど、教育・保育を支える基盤の強化を図ります。
- 認可外保育施設については、保育の内容や子どもの健康、安全・衛生面の充実を促進します。

(5) 教育・保育における連携推進

- 保育所や幼稚園、認定こども園などにおいて、子どもの生涯にわたる生きる力の基礎を育成するため、家庭や地域と連携しながら、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育の推進に努めます。
- 小・中学校と保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者などの連携を強化します。

【主な事業】

事業名	事業概要
福岡市保育コンシェルジュ	各区に福岡市保育コンシェルジュを配置し、保育を希望する保護者に対して、個々のニーズに合った保育サービスなどについて情報を実施
保育士就職支援事業	保育士・保育所支援センターでの就職あっせんや、就職支援研修会、ハローワークなどと連携した潜在保育士の就職支援、学生への就職支援・相談会などを実施
延長保育 (時間外保育事業)	保護者の就労形態の多様化による保育時間の延長に対する需要に対応するため、延長保育を実施
休日や夜間の保育	就労形態の多様化に伴い、保護者が日曜・祝日や夜間などに就労することにより、休日や夜間において保育が必要な場合の保育需要に対応
障がい児保育	保育に欠け、発達に遅れがある、または心身に障がいを持つ子どもを保育所に受け入れ、健常児とともに統合保育を実施し、健全な成長発達を促進するなど、障がい児の福祉の増進を図る
一時預かり事業	保護者などが冠婚葬祭や通院、リフレッシュなど必要な場合、子どもを一時的に預かることで、乳幼児の保護者の子育てに関する不安感・負担感を軽減し、虐待防止と児童の健全育成を推進
病児・病後児デイケア事業	保育所などへ通っている子どもが病気の際、保護者が仕事の都合などで看病できない場合に、病児デイケアルームで一時預かりを実施
子育て支援短期利用事業 (子どもショートステイ)	保護者が病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもを、児童養護施設などで短期間の預かりを実施
保育所職員等研修事業	保育所などにおいて、保育内容や専門性を高めるための研修(保育、健康・安全、子育て支援に関する研修など)を実施するとともに、職種別・階層別合同研修、全園対象の区別研修などを実施
保幼小連携教育の充実	教員などの参観や意見・情報交換などを行う合同研修を実施するとともに、各校種間の連携のあり方について意見交換を行うため、幼稚園、保育所、小学校、中学校などの代表者による「保・幼・小・中連絡協議会」を設置
園庭開放、園行事の地域開放など	地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域のために活用していくことを目的とし、地域の子ども、子育て家庭、高齢者との交流を支援

2 母と子の心と体の健康づくり

母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行うとともに、小児医療や食育の充実を図ります。特に、育児不安が強い出産後早期の支援や、妊娠・出産・育児に関する情報提供などにより、母子保健施策の充実を図ります。また、不妊に悩む人への支援を行います。

(1) 健康づくりの推進

①健康診査・指導、予防接種の推進

- ・妊婦と胎児の健康管理の充実・向上、疾病や異常の早期発見や予防などのため、医療機関などで行う妊婦健康診査の費用を助成します。
- ・乳幼児の心身の健やかな成長と障がいの早期発見・早期治療などのため、乳幼児健康診査を行い、必要に応じて、保健指導や関係機関への紹介などを行います。
- ・感染症を予防するため、ワクチンの接種効果や副反応などについて十分な説明を行いながら、予防接種を推進します。

②情報提供や相談事業の充実

- ・母子健康手帳の交付や副読本の配布などにより、妊婦や乳幼児の保護者に、乳幼児の発達段階に応じた育児や健康に関する情報提供を行います。
- ・インターネットで情報を収集する人が増えていることから、ホームページやメールマガジンなどを活用した情報提供や啓発に取り組むとともに、マタニティスクールや新生児訪問、乳幼児健康診査など、さまざまな機会をとらえて、適切な情報提供と相談を行います。
- ・妊婦や乳幼児の保護者を対象に、子どもの食生活、早寝早起きなどの基本的な生活習慣や、家庭内などでの事故の予防と安全対策、応急手当などについて、情報提供や啓発を行います。また、テレビやスマートフォンなどのメディアの影響について、乳幼児健診や保育所・幼稚園の懇談会などの機会を捉え、保護者への啓発に取り組みます。

③妊産婦などの支援の充実

- ・産科医療機関などと連携し、必要な妊産婦に対して、妊娠期から保健師の家庭訪問などによる支援を行います。
- ・助産師などの専門スタッフによる新生児訪問の充実を図るなど、育児不安が強い産後早期の支援の充実を図ります。
- ・乳幼児健康審査などにおいて、支援が必要な母親を把握し、保健師による家庭訪問や子ども家庭支援員の派遣などを行うとともに、医療機関や民生委員・児童委員、主任児童委員などと連携し、きめ細かな支援を行います。

④学校などにおける健康づくり

- ・保育所や幼稚園、小・中学校において、園児、児童生徒への健康教育や給食の提供などを通して、健康についての自己管理能力を高めるとともに、健康診断などを実施し、子どもの健康の保持・増進を推進します。

(2) 小児医療の充実

- 「福岡市立こども病院」において高度専門医療を提供するとともに、周産期医療に取り組めます。
- 子どもの救急医療に関する広報・啓発をより積極的に行うとともに、急患診療センターで診療に従事する医師の確保を図るなど、小児救急医療体制の充実を図ります。
- 未熟児、慢性疾患等長期療養児などを持つ親に対し、医療費の支援と併せて、適切な情報提供を行います。また、身近な地域において、慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の充実を進めます。

(3) 食育の推進

- 乳幼児期は、食習慣の基礎が確立する大切な時期です。「子どもの心とからだの健康のための食生活の大切さ」の理解促進に努めるとともに、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園などにおいて、生活や遊びの中で子どもが食に興味を持つよう、発達段階に応じた食育を進めることにより、「食を営む力の基礎づくり」を進めます。
- 学齢期は、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を体得する大切な時期です。これらを身につけ、食事を通して自らの健康管理ができるよう、学校ごとに「食育指導計画」を作成し、学校の教育活動全体を通じて広く食に関する指導を行います。
- 食品の安全性の確保に努めるとともに、食生活に関する情報発信や調査研究の充実を図ります。

(4) 不妊に悩む人への相談体制と支援

- 子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず、不妊に悩み、治療を受ける夫婦に対し、不妊治療費の助成を行うとともに、心の悩みの相談に応じます。

【主な事業】

事業名	事業概要
妊婦健康診査	妊婦及び胎児の健康管理の充実を図るため、委託医療機関にて健康診査を実施
乳幼児健康診査	4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に保健福祉センターで医師などによる総合的健康診査、及びその結果に基づく保健指導を実施。また、10か月児を対象に委託医療機関による健康診査を実施し、乳幼児の健康管理の向上を図る
妊婦歯科健康診査	女性の生涯を通じた歯の健康、及び、赤ちゃんの健やかな成長のため、妊婦を対象とした歯科健診を委託歯科医療機関で実施
乳幼児歯科健康診査	保育所及び幼稚園に通園する乳幼児の歯科疾患の早期発見・治療の指導を行うため、委託歯科医療機関が保育所・幼稚園で歯科健康診断を実施
障がい児歯科健康診査	障がい児の早期からのむし歯などの歯科疾患を予防し、かかりつけ歯科医を持つことを目的に、歯科健診を委託歯科医療機関で実施
母子巡回健康相談	母親の妊娠、出産、育児に関する不安や悩みを解消するとともに、子どもの健全育成を図るため、公民館などの市民の身近な場所で母子巡回健康相談を実施し、健康相談や「親子歯科保健教室」などの健康教育を実施
母子保健訪問指導	妊産婦・新生児・未熟児に対して、母子訪問指導員や校区担当保健師による訪問指導を実施

母親の心の健康支援事業	妊産婦や新生児に対する母子保健訪問指導において、身体の状態、母親の心の健康状態の把握に努め、継続的な支援が必要な場合には、助産師及び保健師による継続訪問を行い、育児不安が強い場合は「こども家庭支援員」を派遣し、支援を実施
こんにちは赤ちゃん訪問事業 〔再掲〕	民生委員・児童委員が、赤ちゃんの生まれた家庭を訪問し、地域の子育て支援の情報提供などを実施
ブックスタート事業	4か月児健診時に絵本を配付し、ボランティアによる絵本の読み聞かせなどを通じて、親子が相互に語りかけることの大切さ、楽しさを伝え、よりよい親子関係を築いてもらうとともに読書活動を促進
離乳食教室など	乳幼児の健全な発育と健康の保持増進をねらいとして乳児のよい食習慣の確立を図るため、上手な離乳食の進め方や作り方、与え方について実演・試食を伴う指導を実施
保育所・幼稚園などでの食育の推進	発育発達に応じた給食の提供、給食などを活用した食育活動（季節の食材、行事食、給食の展示、食事のマナーなど）を実施。また公民館などでの乳幼児の保護者対象の調理実習により子どもの食事についての悩みなどへの支援を実施
食に関する指導の推進、学校等における食育推進事業	校長を中心とした食育推進指導体制の整備及び栄養教諭による食育推進事業（料理教室や給食コンテストなど）を実施
食育推進	「第2次福岡市食育推進計画」に基づき関係局・区の連携により全市的な食育の推進及び普及啓発を図る
各区における食育推進事業	母子巡回や子育てサロン、乳幼児ふれあい学級の間などを活用し、乳幼児や学童の食育を推進
特定不妊治療費助成	子どもを望む夫婦に対し、高額な医療費がかかる保険適用外の特定不妊治療費の一部を助成。また、不妊に関する悩みや相談を専門医師または助産師などによる個別相談（予約制）を実施

3 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、それぞれの家庭が抱える問題についての相談にきめ細かに対応するとともに、子育てと仕事の両立など、自立に向けた支援を行います。また、貧困の問題を抱える家庭も多いことから、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などについて、関係機関と連携して取り組みます。

(1) 相談・支援体制の充実

- 区役所（保健福祉センター）、家庭児童相談室、ひとり親家庭支援センター、男女共同参画推進センターにおける相談体制の充実を図るとともに、それぞれの連携を強化します。

(2) 子育てや生活支援

- 子育てや日常生活、子どもの学習面に関する支援を推進します。

(3) 就業支援

- ひとり親家庭の就業支援のための中核的な施設として、ひとり親家庭支援センターにおいて、相談から就業まで一貫した支援を行います。
- 同センターと公共職業安定所、市の関係部署の連携を図り、就業に向けた支援を強化します。
- 就業に有利な資格の取得や能力開発など、就業や転職のための支援を行います。

(4) 経済的支援

- 経済的支援を必要とするひとり親家庭に対し、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行います。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや医療費の助成を行います。

(5) 養育費の確保

- 子どもの養育に対する責務は両親にあり、別れた配偶者から受け取る養育費は、子どもが健やかに育つために必要なものです。そのため、養育費の取得に関する啓発を行うとともに、法律面での相談の場を提供します。

【主な事業】

事業名	事業概要
ひとり親家庭ガイドブックの発行	ひとり親家庭向けの施策をまとめたガイドブックを発行し、施策の周知を図る
家庭児童相談室	区役所（保健福祉センター）家庭児童相談室において、母子・父子自立相談、婦人保護相談を実施
ひとり親家庭支援センター	ひとり親家庭支援センターにおいて各種相談（生活、就業など）を実施
ひとり親家庭支援センターにおける法律相談	養育費の取り決め、親権、金銭トラブルなど法律相談を実施
ひとり親家庭支援センターにおける就業支援講習会	就業に結びつく可能性の高い技能・資格を取得できるように、就業支援講習会を開催
ひとり親家庭支援センターにおける自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者を対象に、個別面談を通して個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定
男女共同参画推進センターにおける相談	各種相談（総合相談、アミカスDVダイヤル、法律相談）及び法律講座（親権、面会交流、養育費）を実施
市営住宅の優先入居	市営住宅の定期募集の申し込みにあたり、ひとり親家庭に対して抽選の優遇制度を適用する。また、一定の要件に該当するひとり親家庭については、優先入居制度による入居を実施
母子生活支援施設における自立支援	母子家庭などを入所させ保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者に対する相談、援助を実施
自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母などが能力開発のために教育訓練講座を受講し修了した場合に、受講料の2割、最高10万円までの給付金を支給
高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母などが看護師などの就職に有利な資格を取得するため、養成機関において2年以上修業している場合に、2年間を上限に促進費を支給
児童扶養手当	ひとり親家庭などの生活安定と自立を促進するため、18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（障がい児については20歳未満）の子どもを監護しているひとり親家庭の父または母、もしくは養育者に手当を支給
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子、父子、寡婦世帯の生活の安定と、その扶養する子どもの福祉の増進を図るため、原則、無利子で修学資金・就学支度資金などの貸付を実施
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の親と子ども、父母のない子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費を助成（児童扶養手当に準拠した所得制限あり）

4 子育て家庭への経済的な支援

子育てにかかる経済的負担を軽減するため、中学校卒業までの子どもを対象に児童手当を支給するとともに、子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関を受診できるよう、子どもに対する医療費の助成拡充を行うほか、教育・保育にかかる費用を助成するなど、経済的な支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
児童手当	家庭などにおける生活の安定と次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するため、子どもを監護する者に手当を支給（国内に住所を有する者が、中学校修了前（15歳）までの子どもを監護し、生計を維持している場合に支給）
子ども医療費助成	子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関で受診できるよう医療費を助成（通院：小学校就学前まで、入院：小学校6年生までを対象に、健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額を全額助成。所得制限なし。今後拡充に取り組む）
就学援助[再掲]	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、給食費、学用品費、修学旅行費などを援助することにより、児童生徒が支障なく義務教育を受けることができるように支援
特別支援教育就学奨励費[再掲]	特別支援学級に就学する児童生徒または普通学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒について、その就学の特殊性を考慮し就学費の一部を補助することによって保護者の経済的負担を軽減し、併せて特別支援教育の振興を図る

5 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり

男女が共同で子育てを行う意識の醸成を図るとともに、働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの充実について、市民や事業者などへの働きかけを行います。また、社会全体で子どもや子育てをバックアップしていく運動の普及に取り組みます。

(1) 男女が共同で子育てを行う意識の醸成

- 男女が共同で子育てを行う意識を高めるとともに、父親の育児参加を促進するため、男女共同参画推進センターや子どもプラザ、公民館などにおいて講座や講演会を開催するなどの取組を行います。
- 学校教育においては、学校行事や教科の学習、啓発冊子の活用を通じて、子育てへの男女共同参画への理解促進を図ります。
- 母子健康手帳に、産前・産後休業や育児休業などの制度に関する情報を掲載するほか、マタニティスクールなどの機会を捉えて、必要な情報提供を行います。
- 妊娠や出産、育児などで仕事を離れていた人が、再就職に必要な力を身につけ、離職していた期間のブランクを克服するための講座を開催するなど、母親などの再就職の支援を行います。

(2) 企業における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 企業における、一般事業主行動計画に基づく労働時間の短縮や育児休業制度の充実などの、子育てに配慮した多様な働き方を推進するための取組を支援します。
- 子育て中の人をはじめ、働く人すべてが、仕事と生活の調和が図れる職場づくりを進めるため、企業を対象とした講座を開催します。
- 女性が、それぞれの希望に応じて働き続け、能力を発揮できる環境づくりを進めるため、企業における女性活躍推進や意識改革の取組を支援します。

(3) 社会全体での子育て支援

- 毎月1～7日を「『い～な』ふくおか・子ども週間♡」とし、個人や企業、地域コミュニティなどが、それぞれの立場で子どもたちのためにできることに取り組み、社会全体で子どもたちをバックアップする運動の普及啓発に取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要
男女共同参画推進センターによる啓発	男女共同参画に関する啓発の一環として、子育てに関連した講座などを実施
社会貢献優良企業優遇制度	次世代育成・男女共同参画支援事業を実施する社会貢献度の高い企業を認定し、契約を行う際は優先的に指名するなどの優遇制度を実施
企業のワーク・ライフ・バランス支援事業	企業が希望する日時・場所に講師を派遣する、企業向け出張型セミナー「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を実施するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する講演会を開催
女性の活躍推進	企業における女性の登用を促進するため、関連団体と連携し、女性リーダーを育成する講座や講演会などを実施
市民や企業と共働した子育て支援	“『い～な』ふくおか・子ども週間♡”の普及・広報、「子ども参観日」を実施

6 子育てを支援する住まいづくり・まちづくり

安心して子どもを生き育てることができるよう、良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の居住を支援する施策を推進します。

また、市民、事業者、行政のそれぞれが、ユニバーサルデザインの理念に基づいた取組を進め、子どもや子ども連れの人、妊産婦などが安心して外出し、安全で快適に過ごせるバリアフリーのまちづくりを進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
都心部新婚・子育て世帯住まい支援事業	子育て支援及び都心部のコミュニティの活性化を図るため、都心部の公社借上特定優良賃貸住宅のストックを活用し、新規入居の新婚・子育て世帯を対象とした家賃助成による居住支援を推進
新婚・子育て世帯等が安心して住める市営住宅の整備	新婚・子育て世帯などが安心して子どもを生き育てることができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った市営住宅の整備を推進するとともに、大規模な市営住宅の建替に際して、子育て施設などを導入
道路のバリアフリー化の推進	妊婦、ベビーカー利用者や子ども、高齢者、障がいのある人など、誰もが安心して利用できるバリアフリー化された歩行空間の整備を推進
公共交通バリアフリー化促進事業	すべての鉄道やバスなどの公共交通利用者が安全かつ円滑に移動できるよう、交通事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化設備の整備やノンステップバスの導入について、その整備費用の一部に補助を行い、バリアフリー化を促進
バス利用環境の改善	バスの利便性向上を図るため、バス事業者などに対し、バス停における上屋やベンチの設置を促進するとともに、道路管理者としても、「ユニバーサル都市・福岡」の実現のため、バス事業者などと役割分担を図りながら、バス停における上屋及びベンチの設置を推進
「赤ちゃんの駅」事業	乳幼児親子が外出しやすい環境づくりを進めるとともに、地域社会全体で子育て家庭を支える意識の醸成を図るため、授乳やオムツ交換のスペースがある施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、各施設のシンボルマーク掲示を促進

7 子どもや子育て支援に関する情報提供

「ふくおか・子ども情報」ホームページやメールマガジン、冊子「子育て情報ガイド」、市政だよりなど、さまざまな媒体を活用し、子育て支援や施設に関する情報のほか、団体・サークル、イベントに関する情報など、官民を問わず子どもや子育てに関するさまざまな情報を、分かりやすく市民に提供します。

【主な事業】

事業名	事業概要
子ども情報提供	ホームページ「ふくおか・子ども情報」の管理・運営や、「ふくおか子育て情報ガイド」の発行など、子どもに関する行政や民間の様々な情報を広く市民に提供
各区子育て情報マップ	各区の子育て情報マップを作成・配布
転入世帯への子育て情報提供	転入時などに区の子育てに関する情報を提供するとともに、必要に応じて各相談窓口などを紹介

前計画での取組と成果

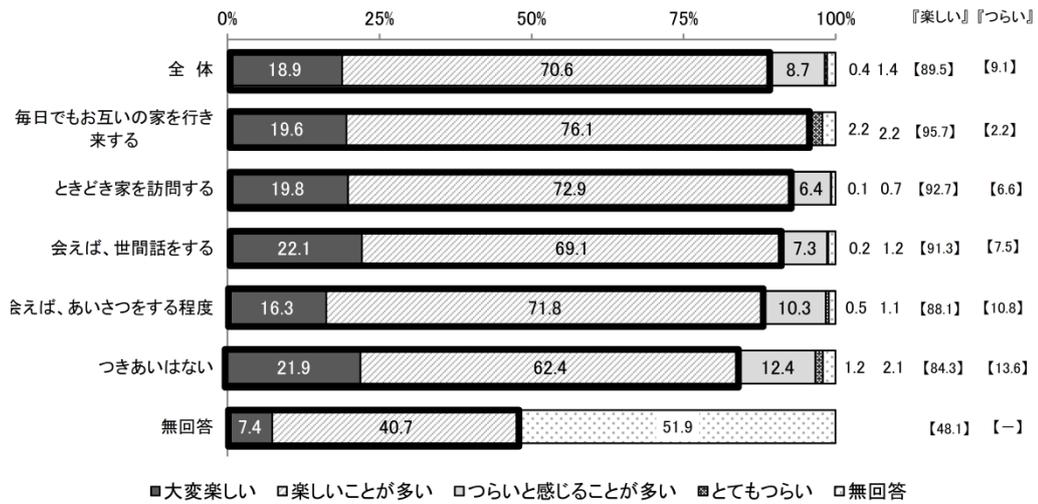
- 保護者などが昼間家庭にいない小学生を対象とする「留守家庭子ども会」について、全施設（136 小学校）での全学年受け入れに向けた拡大に取り組みました（2015[平成 27]年度当初に達成予定）。
- 乳幼児親子が気軽に訪れ利用できる「子どもプラザ」を 14 か所に設置したほか、小学生が放課後に学校の校庭などで遊びや活動を行う「放課後等の遊び場づくり事業」を 82 校（平成 26 年 12 月現在）まで拡大しました。
- さまざまな体験の機会を子どもたちに提供するため、「アジア太平洋こども会議・イン福岡」などの国際交流活動や文化芸術、スポーツ、読書活動などを推進しました。
- 子どもの主体性や職業観を育てるため、中学校での職場体験学習や、小・中学生が仮想のまちをつくる「ミニふくおか」、中学・高校生対象の学びの場「中高生夢チャレンジ大学」を実施しました。

現状と課題

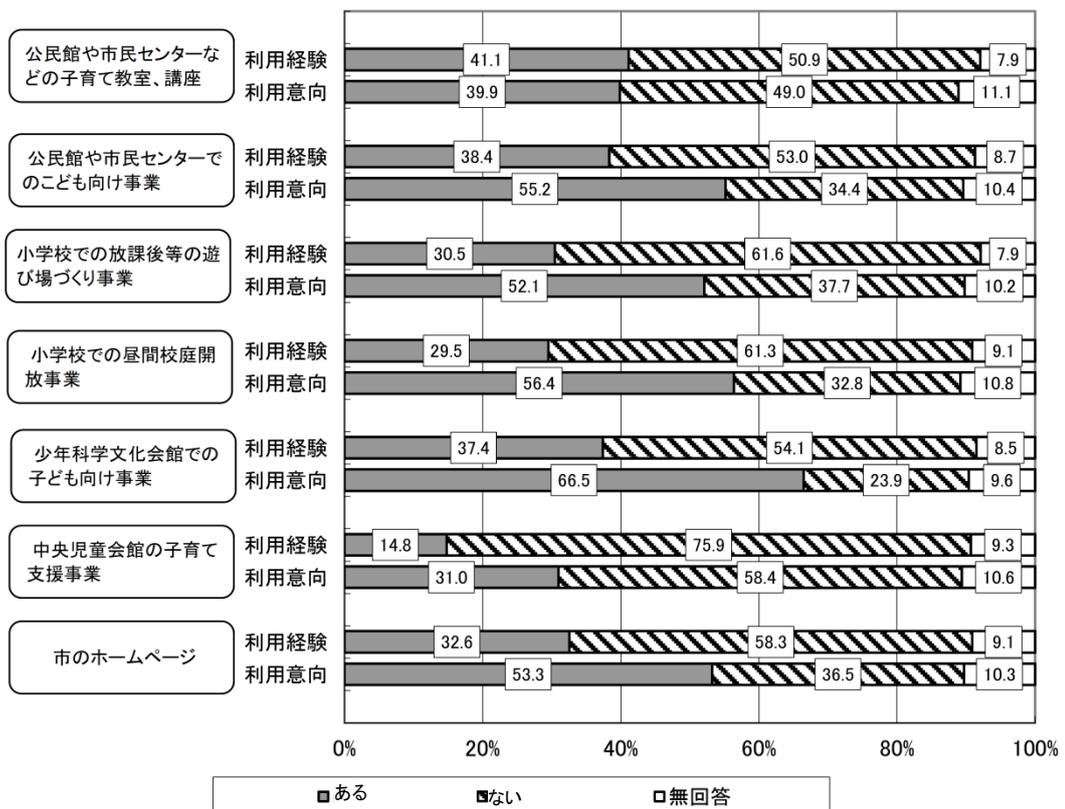
- 都市化の進展や核家族化などを背景に、地域のつながりが希薄化し、地域や社会から孤立しがちな子育て家庭が増えています。そうした状況に伴い、子育てに不安や負担を感じる家庭が増加しています。
- 共働き家庭の増加などにより、放課後に保護者が不在の家庭が年々増加しています。また、地域の活動に参画・協力する保護者や、子どもの育成に携わる指導者などが少なくなっています。
- 「ユニバーサル都市・福岡」の理念を踏まえ、障がいのある子どもとその家族をはじめ、すべての子どもと家族が地域社会の中で生活していくための環境をさらに整えていくことが求められています。
- 過保護や過干渉、放任など、家庭の“子育て力”の低下が指摘されており、子どもの基本的な生活習慣の形成や規範意識の醸成を図っていくことが、これまで以上に課題となっています。また、スマートフォンや携帯ゲーム機などの普及に伴い、乳幼児期からのメディアへの接触のあり方が問題になっています。
- 子どもが、さまざまな体験を通して人とふれあい、自己を形成していく機会が少なくなっています。コミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性など、子ども・若者の生きる力の低下が問題となっています。
- 若者の完全失業率や非正規雇用比率、早期離職率の高さや若年無業者の存在など、若者の社会的・職業的な自立が課題となっています。
- 犯罪被害の低年齢化やインターネット上での有害情報の氾濫など、子どもを取り巻く環境が変化する中、子どもの安全確保に向けた対策が必要となっています。

[目標3] 関連データ

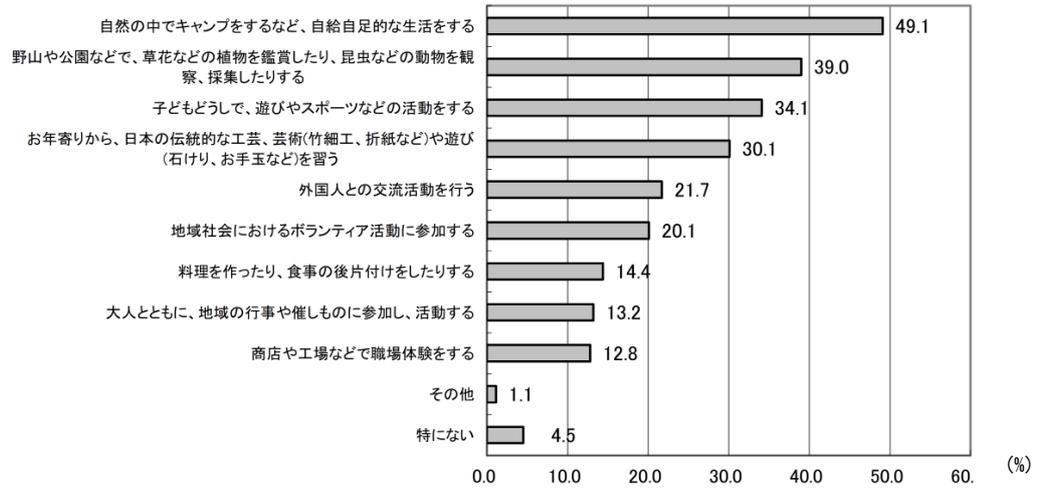
●近所づきあいの程度と子育ての楽しさ・つらさの関係（乳幼児の保護者）



●子育て支援サービスの利用経験と今後の利用意向（小学生の保護者）

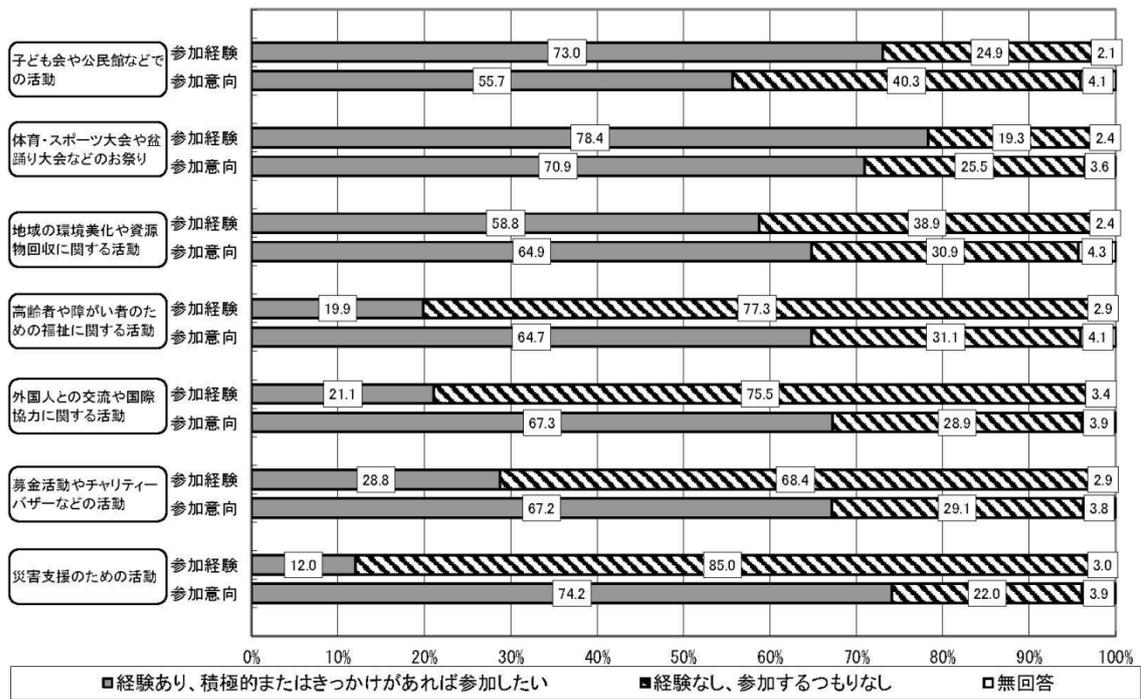


●最近の子どもに不足している生活体験・自然体験（小学生の保護者）



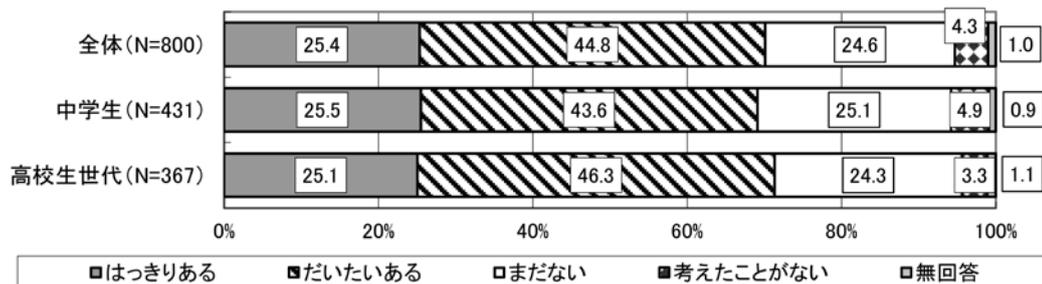
資料：H25福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

●地域での活動やボランティア活動への参加経験と参加意向（中学・高校生本人）



資料：H25福岡市青少年の意識と行動調査

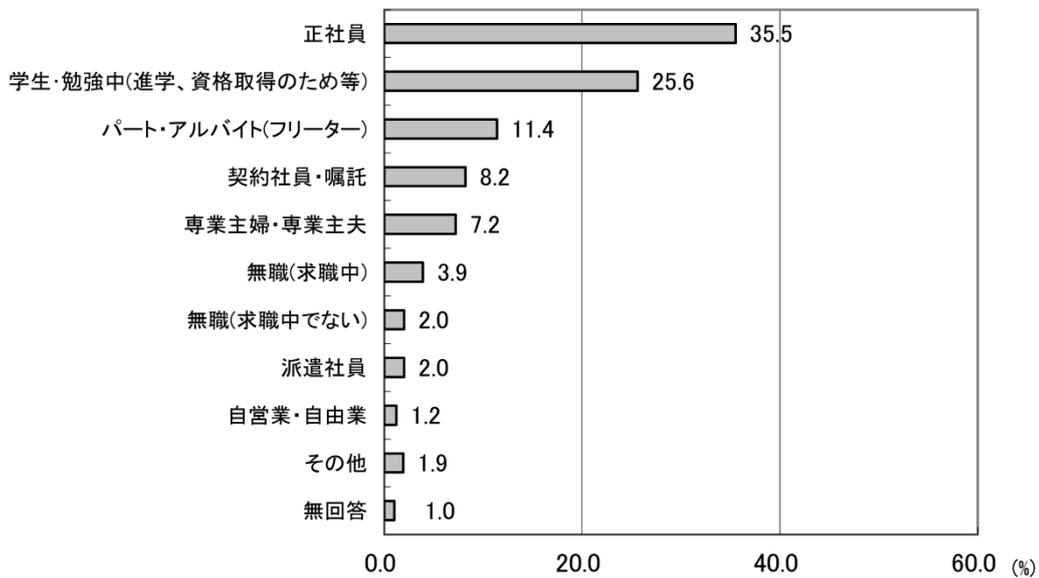
●将来の目標の有無（中学・高校生本人）



資料：H25福岡市青少年の意識と行動調査

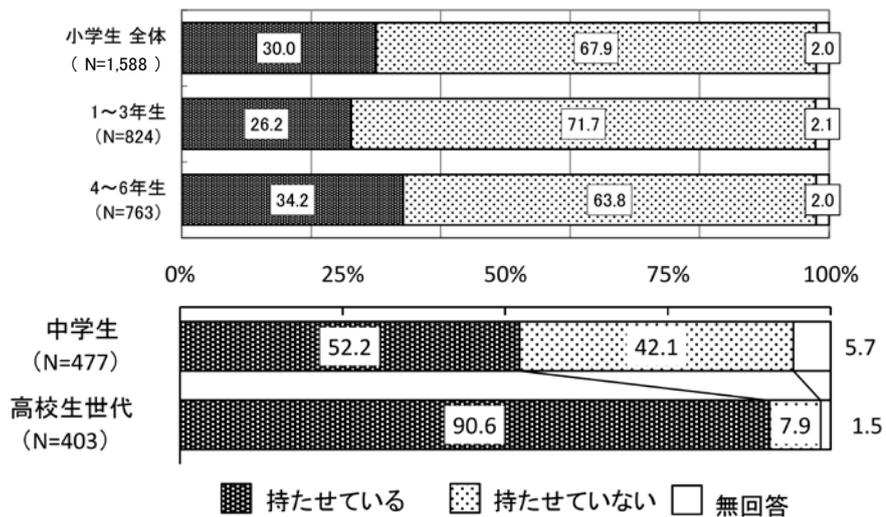
[目標3] 関連データ (続き)

●現在の仕事や就学などの状況 (青年)



資料: H25福岡市青少年の意識と行動調査

●携帯電話やスマートフォン、タブレットなどの通信端末を子どもに持たせているか (小学生・中学生・高校生の保護者)



資料: H25福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

施策の方向

子どもが、安全に、そして健やかに成長していくためには、隣近所の住民やコミュニティなど、さまざまな人たちが、子どもと子育て家庭に関わり、支え、見守っていくことが重要です。地域全体で子どもを育む環境づくりを進めるとともに、家庭の子育て力の向上や、子どもの遊びや活動の場づくりなどに取り組みます。

また、子ども・若者が、多様な経験を通して豊かな人間性を育み、自立した大人へと成長していけるよう、子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取組を推進します。

【成果指標】

成果指標	現状値 26年度末	目標値 31年度末
地域での支え合いにより、子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合	39.8% (25年度)	65% (34年度)
子育てについて気軽に相談できる人・場所がある人(乳幼児の保護者)の割合	82.4% (25年度)	90%
地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合	63.9% (25年度)	75%
地域の遊び場や体験学習の場への評価 (地域の小中学生はさまざまな遊びや体験学習をする場や機会に恵まれていると感じる、高校生以下の子をもつ保護者の割合)	59.7% (25年度)	65% (34年度)

【事業目標】 子ども・子育て支援法による必須項目(国の指定項目)

事業名(国事業名)		指数	H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	H31 年度末
こんには赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	見込み	対象者数(人)	14,615	14,110	14,040	13,930	13,720	13,480
	確保方策	実施体制	民生委員・児童委員による家庭訪問に加え、専門職による訪問を実施					
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	見込み	定員数	16,100	17,000	18,900	19,800	21,700	23,500
	確保方策	(人日)	24,200	24,200	24,200	24,200	24,200	24,200
留守家庭子ども会 (放課後児童健全育成事業)	見込み	利用者数	12,000	13,000	13,000	14,000	14,000	14,000
	確保方策	(人)	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
子どもプラザ (地域子育て支援拠点事業)	見込み	利用者数 (人回/月)	12,000	15,000	20,000	25,000	32,000	41,000
	確保方策	箇所数	14	14	14	14	14	14

※ ただし、事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

【事業目標】 福岡市が独自に設定する項目

事業名	指数	現状値 H26年度末	目標値 H31年度末
放課後等の遊び場づくり事業	設置数	86	143
身近な公園の整備における子どもが参加したワークショップの割合	割合(%)	75.0 (25年度末)	80
通学路の歩車分離	割合(%)	80.9 (25年度末)	78 (28年度末) 引き続き整備

※ ただし、事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

※ 「通学路の歩車分離」の目標値は、「福岡市道路整備アクションプラン2016」(計画期間：平成25年度～28年度)による。重点的に取り組んだ結果、25年度末時点で目標値を達成しているが、引き続き整備を進める。

1 地域全体で子どもを育む環境づくり

地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくるため、子育て支援のネットワークづくりや、地域における人材の育成などに取り組みます。

(1) 子育て支援のネットワークづくり

- さまざまな人が子どもや子育て家庭に関わりながら、地域全体で子どもを育む環境づくりに取り組みます。幅広い世代の住民の交流を促進し、高齢者や子育ての経験者、父親を含む子どもの保護者などが、子どもや子育てに関する取組や活動に積極的に参加・参画し、活躍できる仕組みづくりを進めます。
- ファミリー・サポート・センター事業や子育て家庭への訪問活動など、地域で子育て家庭を支えるネットワークづくりを推進します。
- 障がい児や特別支援教育に対する認識や理解を促進し、地域において障がい児が育まれるよう、特別支援学校の児童生徒と地域の小・中学校の児童生徒との交流活動を推進します。また、障がい児と同じ地域に住む子どもたちとの交流に取り組んでいる団体の活動を支援します。
- 子ども会育成連合会、PTA、自治協議会などを積極的に支援し、コミュニティ活動や遊びを通じて、地域の中でのコミュニケーションや世代間交流の充実・活性化に努めるとともに、子どもたちが多様な体験や異年齢の子どもとの交流を通して、連帯感や協調性、責任感などを身につけることができるよう取り組みます。

(2) 地域における人材の育成と大学、企業、NPOなどとの連携

- 地域における子どもの活動の充実を図るため、地域のさまざまな人材を発掘し、子どもの育成に携わる指導者や支援者の育成と確保に努めます。
- 地域コミュニティや大学、企業、NPOなどと連携し、地域における子育て支援と子ども・若者の育成に取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要
地域子ども育成事業	地域の子どもを育む力の回復をめざして、地域の大人の意識変革、子どもを育む活動の活性化やネットワークの再生に取り組み、子どもたちを健やかに育む環境づくりを推進
こんにちは赤ちゃん訪問事業	民生委員・児童委員が、赤ちゃんの生まれた家庭を訪問し、地域の子育て支援の情報提供などを実施
ファミリー・サポート・センター事業	地域において、育児を援助したい人と援助を受けたい人の会員組織をつくり、会員同士が助け合う相互援助活動を推進
育児サークル交流会	育児サークル代表者を対象に、活動に役立つ親子遊びなどの紹介やサークル同士の情報交換を行い、ネットワークづくりとサークル運営の強化を図る
地域ぐるみの子育てネットワークづくり	子育てサロン・サークルへの訪問、支援を行うとともに、地域における子育て支援活動を支援し、連携を図る。また、区内の小・中学校、保育所などのほか、主任児童委員や民生委員との情報交換を実施
特別支援学校児童生徒地域交流事業	障がい児や特別支援教育に対する認識や理解を深め、地域社会における障がい児の受入れ体制の整備を図るため、特別支援学校で学ぶ児童生徒と地域の小・中学校で学ぶ児童生徒やその保護者との交流活動を実施

ふくせき制度 (交流及び共同学習)	特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域とのつながりを深めるため、居住する地域の小中学校に副次的に籍を置き、交流を実施
子ども会育成連合会の支援	市及び区子ども会育成連合会の行う事業(体育、文化、交歓会)に対して助成を行い、子ども会活動の振興を図るとともに、地域における若年層指導者(ジュニアリーダーなど)の養成を図り、あわせて子ども会活動の充実の促進を支援
子ども会などの活動支援(ジュニアリーダーの育成)	子どもの活動などを支援する中学・高校生のジュニアリーダーを育成するため、市子ども会育成連合会と共催で研修を実施
プレイワーカー(遊びのサポーター)養成講座	放課後等の遊び場づくり事業(通称:わいわい広場)及び子どもを対象とする遊びや活動の充実・発展に資する人材の養成を図るため、基本的な知識及び技術の研修を実施
子育てサポーター養成講座	地域での子育て支援に取り組むための子育てサロンを自主運営する子育てサポーターの養成並びに育成を行う目的で講座を実施
子育て交流サロン・サークルリーダー養成講座	子育てサロン・サークルのリーダーの研修会や交流会を通して、地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりを推進

2 子どもの健やかな成長を支える取組

地域において、子どもの豊かな心を育むための取組や、家庭の子育て力の向上に向けた取組を推進します。また、子どもが放課後などに安全に過ごせる場を提供することにより、子どもの健やかな成長を支えます。

(1) 豊かな心を育む取組の推進

- 公民館や地域の団体に道徳教育の講師を派遣するとともに、保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、子どもプラザや子育て交流サロンなどにおいて、絵本の読み聞かせを行うことにより、子どもの豊かな心を育てます。
- 保育所などにおいて、小学校の道徳教育の公開授業への参加などを行うとともに、小・中学校に、学校と地域をつなぐ「学校・地域コーディネーター」を配置するなど、地域や家庭と一体となって、子どもの道徳性を育む取組の充実を図ります。

(2) 家庭の子育て力の向上

- 家庭は本来、家族のふれあいを通して、基本的な生活習慣や他人への思いやり、社会的なマナーなど、子どもの基礎的な資質や能力と、豊かな情操や健やかな体を育む重要な役割を持っています。地域のさまざまな人が家庭を見守り支えることで、家庭が本来の子育て力を発揮し、子どもが健やかに育まれるよう取り組みます。
- 公民館や市民センターなどで家庭教育についての学習機会を提供するほか、区役所(保健福祉センター)などにおいて、子どもや家庭に関する相談事業やしつけに関する教室を開催するなど、家庭の子育て力の向上に向けた取組を推進します。

(3) 放課後などの活動の場づくり

- 子どもたちが、放課後などに安全に過ごせるよう、小学校1年生から6年生まで全学年を対象に「留守家庭子ども会」を実施します。また、関係部署が連携しながら、配慮を要する子どもへの対応やスタッフの研修の強化など、事業の充実に努めます。
- 特別支援学校に通学する障がい児に放課後などの活動の場を提供する「特別支援学校放課後等支援事業」を全校で実施するほか、地域における障がい児の放課後などの活動の場づくりを進めます。